

令和元年第3回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて	市 長	P 1
2	さくら市市民活動支援センター条例の制定について	〃	P 18
3	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	P 26
4	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	〃	P 30
5	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	P 31
6	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	〃	P 33
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	〃	P 35
8	さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正について	〃	P 36
9	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	〃	P 41
10	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	〃	P 43
11	令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 91
12	令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P107
13	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃	P123
14	令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃	P141
15	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃	P149

番号	事 件 名	提案者	ページ
16	財産の処分について	市長	P161
17	権利の放棄について	〃	P162
18	指定管理者の指定について	〃	P163
19	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	P164

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 2 号 専決処分書

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,615 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 185 億 9,719 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 10 月 11 日

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
19 繰越金			
	1 繰越金		
歳入		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
483,692	16,150	499,842
483,692	16,150	499,842
18,581,043	16,150	18,597,193

歲 出

款						項				
6	農	林	水	產	業	費				
							1	農	業	費
歲						出 合 計				

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
548,412	16,150	564,562
533,651	16,150	549,801
18,581,043	16,150	18,597,193

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第6号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款			補 正 前 の 額
19 繰	越	金	483,692
歳 入 合 計			18,581,043

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
16, 150	499, 842	
16, 150	18, 597, 193	

歳 出

款						補正前の額	補 正 額	
6	農	林	水	産	業	費	548,412	16,150
歳 出 合 計							18,581,043	16,150

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
564, 562				16, 150	
18, 597, 193				16, 150	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	483,692	16,150	499,842
	1	繰越金	483,692	16,150	499,842
		1 繰越金	483,692	16,150	499,842

19 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	16,150	前年度繰越金 16,150

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6		農林水産業費	548,412	16,150	564,562				16,150
	1	農業費	533,651	16,150	549,801				16,150
		4 畜産費	11,137	16,150	27,287				16,150

6 農林水産業費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助 及び交付金	16,150	○畜産振興事務 補助金 16,150 16,150

議案第2号

さくら市市民活動支援センター条例の制定について

さくら市市民活動支援センター条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市市民活動支援センター条例

(設置)

第1条 市民による自主的な営利を目的としない社会貢献活動（以下「市民活動」という。）を支援することにより、市民との協働によるまちづくりを推進し、もって活力ある地域社会の実現に寄与するため、さくら市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、さくら市氏家1857番地とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動に関する相談及び支援に関すること。
- (4) 市民活動を行う者及び関係団体との交流並びに協働の推進に関

すること。

- (5) 前各号に掲げる事業のほか、本条例の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 市長は、センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第5条 施設等のうち別表に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、利用許可をする場合は、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

- 3 第1項及び前項の規定は、利用許可に係る事項の変更について準用する。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用許可を受けようとする者の当該利用の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしない。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が施設等の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、当該利用の際に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可に係る条件（第5条第3項の規定により付した条件をいう。以下同じ。）を変更し若しくは当該利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、停止し、若しくは施設等から退去するよう命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 第7条及び前条の規定に反したことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 次条第1項及び第2項の使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 条件又は職員の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が施設等の管理上必要であると認めるとき。

2 前項に規定する処分により当該利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 施設等のうち別表に掲げるものの利用者は、同表に掲げる施設等の区分に応じて使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、利用者が市内に住所を有しない者（当該者が主宰する団体を含む。）又は第11条第1項の規定に該当しない者である場合の当該利用者が納付すべき使用料の額は、前項の使用料の額に2分の3を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料の一部を減額し、又は免除することができる。

- (1) 主に市内で市民活動を行う個人又は団体であると市長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、当該使用料の納付に係る施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が使用料を還付することについて特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、遅滞なく当該施設等を原状に回復しなければならない。この場合において、第9条第1項の規定により当該利用の停止又は利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項の規定による回復をしないときは、市長においてこれを行う。この場合において、当該回復に要した費用は、当該利用者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第14条 利用者は、故意又は過失により、施設等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営委員会）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、さくら市市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) センターを円滑に運営するために要する基本的な事項を調査又は審議すること。
 - (2) 第3条各号に規定する事業の企画について調査又は審議すること。
 - (3) 前2号に掲げる事務のほか、市民活動の支援又は推進に関すること。
- 3 運営委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) ボランティア団体、NPO団体等の関係者
 - (3) センターを利用する者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定

める。

- 7 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
- 10 会長は、会議の議長となる。
- 11 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 14 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 15 前各項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定管理者による管理）

第16条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年さくら市条例第181号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年さくら市規則第158号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、センターの管理を適法かつ公正に行わなければならない。

（指定管理者の業務）

第18条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に規定する事業に関すること。
 - (2) 利用許可、第6条に規定する利用の制限及び第9条第1項に規定する処分に関すること。
 - (3) 施設等の維持及び管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げる業務のほか、市が必要と認める業務
- 2 第4条から第6条まで、第8条、第9条第1項及び第11条から第14条までの規定は、指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

- 第19条 指定管理者は、市が適当と認めるときは、第10条第1項及び第2項に規定する使用料の額の範囲内で利用料金を定め、これを自己の収入とすることができる。
- 2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかに当該利用料金を公表しなければならない。この場合において、第9条第1項第4号及び第10条から第12条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (さくら市商業集積活性化施設条例の一部改正)
- 2 さくら市商業集積活性化施設条例（平成17年さくら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 さくら市 e プラザ参番館
- (2) 位置 さくら市氏家1851番地1

第3条及び第4条を削る。

第5条中「のうち商業施設」を削り、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条中「e プラザの利用を許可しない」を「前条第1項の許可をしない」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「第6条」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とし、第9条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

第12条中「次の各号のいずれかに該当する」を「前条の規定にかかわらず、必要がある」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「第10条」を「第8条」とし、同条を第12条とする。

第15条を第13条とする。

第16条中「商業施設の出店に関し審査する」を「第4条第1項の規定による利用の許可に係る審査の」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名称	使用料の額
Aテナント	月額 116,000 円
Bテナント	月額 58,000 円
Cテナント	月額 56,000 円
Dテナント	月額32,000円

備考

- 1 利用に係る光熱水費は、使用料に含まれない。
- 2 利用者が市内に住所を有する者でない場合の使用料の額は、この表の使用料の額に2分の3を乗じて得た額とする。

別表（第5条、第10条関係）

施設等の区分	使用料の額
会議室	9時～13時 1,000円
	13時～17時 2,000円
	17時～21時 2,000円
小会議室	9時～13時 500円
	13時～17時 1,000円
	17時～21時 1,000円
ロッカー	1箇月当たり100円

印刷機	1枚から100枚まで 100円 101枚以降 200枚当たり100円（当該枚数が200枚に満たない場合にあっては、100円）
複写機	単色（黒）刷り 1枚当たり10円 単色（黒以外）刷り又は多色刷り 1枚当たり50円

備考 印刷機の利用者は、当該印刷機に使用する用紙を持参しなければならない。

議案第3号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のように定める。

令和元年 11 月 29 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第
50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当し
て同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、
若しくは失職し」を削る。

第 17 条の 2 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職
員を除く。)」を削る。

第 17 条の 4 第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該

当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 18 条第 5 項中「第 27 条第 2 項に基づく」を「第 27 条第 2 項の」に、「従いこれに」を「より、これに」に改め、同条第 6 項中「前 5 項」を「前各項」に改め、同条第 7 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の」に改める。

（さくら市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 さくら市職員の旅費に関する条例（平成 20 年さくら市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「場合には」を「ときは」に改め、同条第 5 項中「につき」を「について」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第 6 項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正）

第 3 条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

（さくら市氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第 4 条 さくら市氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「又は第 3 号」を削る。

（さくら市下水道条例の一部改正）

第 5 条 さくら市下水道条例（平成 17 年さくら市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

管理者は、次条の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項の規定による指定を行う。

第7条第2項第4号中「アからオまでの」を削り、「該当しない」の次に「者である」を加え、同号アからウまでを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として企業管理規程で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日又は第48条若しくは第49条の規定により過料の処分を受けた日から2年を経過しない者

第7条第2項第4号オ中「にあつて」を「であつて」に、「アからエまで」を「アからオまで」に、「いる場合」を「あるもの」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「工事業者が」を削り、「場合」を「者」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

第7条第3項中「前項第4号ウ」を「指定工事店のうち法人である者が前項第4号エ」に、「で、当該指定工事店が法人であるときは、その」を「は、当該法人の」に、「同号ウに掲げる期間内において、個人」を「同号エに規定する期間中個人として」に、「指定工事店の」を「前項の」に改める。

（さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第6条 さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年さくら市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
（処分等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 号

さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

さくら市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年さくら市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第 10 条第 2 号において「情報通信技術利用法」という。」を削る。

第 10 条第 2 号中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行の日から施行する。

議案第5号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成17年さくら市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「

砂利採取監視員	月額 75,000 円
---------	----------------

」を

「

砂利採取監視員		月額 75,000 円
空家等対 策審議会 委員	弁護士	日額 15,000 円
	その他	日額 7,300 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 106 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「第 7 条 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 15 条第 3 項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条まで」を「法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条」に改める。

附則第 3 項中「及び第 14 条」及び「と、第 14 条中「年 3 パーセント」を「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」を削る。

附則第 4 項中「及び保証人」を削り、「第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部改正について

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部を改正する条例

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成
26 年さくら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正について

さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日 提出

さくら市 花 塚 志

さくら市条例第 号

さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例

さくら市氏家地区農産物直売所条例 平成19年さくら市条例第13号の一部を次のように改正する。

第1条中「消費者との交流を通じて と農への理解と 心を深め、」を削り、「提供すること」の次に「で生産者及び消費者相互の交流の機会を創出し、 物及び農林業に対する理解及び 心を深めること」を加え、「振興と」を「振興及び」に、「農産物直売所」を「さくら市氏家地区農産物直売所 以下「直売所」という。 」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「農産物直売所」を「直売所」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第3条を次のように改める。

職員

第3条 市 は、直売所に必要な職員を置く。

第4条を削る。

第5条の見出し中「占有利用」を「利用」に改め、同条第1 中「占

有利用を希望する組合」を「直売所を利用しようとする者」に改め、同条第2 中「許可」の次に「 以下「利用許可」という。 」を加え、同条第3 を次のように改める。

3 前2 の規定は、利用許可に係る事 の変更について準用する。

第5条を第4条とする。

第6条の見出し中「占有利用」を「利用」に改め、同条中「市は、」の次に「前条第1 の規定による利用が」を加え、「占有利用を許可しない」を「利用許可をしない」に改め、同条第3号中「施設等」を「直売所の施設等 以下「施設等」という。 」に改め、同条第4号中「ほか、」の次に「市 が」を、「ある」の次に「と認める」を加え、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「占有利用権」を「利用権」に改め、同条中「第5条に規定する占有利用の許可を受けた組合 以下「利用組合」という。 」を「利用許可を受けた者 以下「利用者」という。 」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「利用組合」を「利用者」に、「占有利用」を「利用」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「許可」を「利用許可」に改め、同条第1 中「利用組合」を「利用者」に改め、「ある」の次に「と認める」を加え、「当該許可」を「当該利用許可」に改め、「条件」の次に「 第4条第2 の規定により付した条件をいう。以下同じ。 」を加え、「占有利用を」を「利用を」に、「当該許可」を「当該利用許可」に改め、同 第2号中「占有利用の許可」を「利用許可」に改め、同 第4号中「占有利用の許可の」を削り、同条第2 中「の措置によって利用組合」を「に規定する処分により当該利用者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

占有利用

第9条 市 は、必要があると認める場合は、農産物の生産者、加工物の製造者等により組織された団体 第4 において「組合」という。 に対し、直売所全体を占有させ、利用させることができる。

2 第4条から前条まで及び第12条から第14条までの規定は、前 の規定による利用 以下「占有利用」という。 について準用する。

3 前 の規定により準用する第4条第2 の規定により利用許可をする場合の当該占有利用の期 は、2年以内とする。ただし、市が特別な

事由があると認める場合を き、更新を妨げないものとする。

4 占有利用に起因して生ずる光熱水費その他の必要な経費は、当該占有利用の利用許可を受けた利用組合 第2 の規定により準用する第4条第2 の規定により利用許可を受けた組合をいう。以下同じ。 が負担しなければならない。

5 市は、利用組合がこの条例又はこの条例に基づく規則に規定する義務を履行しなかったことにより生じる事故等については、一切の責任を負わない。

第10条中「利用組合」を「利用者又は利用組合」に、「直売所の使用料として毎月売上 の1.5パーセント」を「それぞれ次に掲げる の使用料」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 利用者 毎月売上 の15パーセント

(2) 利用組合 毎月売上 の1.5パーセント

第12条第1号中「占有利用の許可」を「利用許可」に改め、同条第2号中「利用組合」を「利用者」に改め、「直売所の」を削る。

第13条を削る。

第14条第1 中「利用組合は、施設等の占有利用」を「利用者は、当該利用」に改め、「当該」の次に「利用した」を加え、同条第2 中「前 の規定」の次に「の適用について」を加え、「第9条」を「第8条」に、「占有利用」を「利用」に、「許可」を「利用許可」に、「同様」を「また、同様」に改め、同条第3 中「利用組合が」を「利用者が」に、「利用組合の」を「当該利用者の」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「利用組合又は直売所入場者」を「利用者又は直売所に入場した者」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

指定管理者による管理

第15条 直売所の管理は、地方自治法 昭和22年法律第67号 第244条の2第3 の規定により指定管理者 同 に規定する指定管理者をいう。以下同じ。 に行わせることができる。

2 直売所の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手續については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に する条例 平成17年さくら市条例第181号 及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に する条例施行規則 平成17年さくら市規則第158号 の定めるところによる。

第16条を次のように改める。

指定管理者が行う管理の基準

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に直売所の管理を行わなければならない。

第17条中「規則で」を「市 が別に」に改め、同条を第19条とする。

第16条の次に次の2条を加える。

指定管理者の業務

第17条 直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 直売所の利用及び当該利用の制 に する業務
- (2) 施設等の管理に する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

2 第3条から第5条まで、第7条、第8条第1 、第11条から第14条までの規定は、指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市 」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

利用料

第18条 指定管理者は、市が適当と認めるときは、第10条の使用料の範囲内で利用料 を定め、これを自己の収入とすることができる。

2 指定管理者は、前 の利用料 を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前 の承認を受けたときは、速やかに当該利用料を公表しなければならない。この場合において、第8条第1 第3号及び第10条から第12条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料 」と読み替えるものとする。

則

施行期日

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

経過措置

2 この条例の施行の 現にこの条例による改正前の条例第5条第1 の許可を受けている組合の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

準備行為

3 この条例による改正後の条例第3条に規定する職員の設置、第4条第2

に規定する利用許可及び第9条第2 の規定により準用する第4条第2
の規定による利用許可にし必要な行為は、この条例の施行の日前
においても、行うことができる。

議案第 9 号

さくら市水道事業給水条例の一部改正について

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業給水条例（平成 17 年さくら市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項及び第 5 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 34 条第 1 項中「水道法施行令第 5 条」を「令第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,310 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186 億 7,029 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
9 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金
10 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
13 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
16 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
	2 財 産 売 払 収 入
18 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	
	4 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
35,000	123,837	158,837
35,000	20,486	55,486
0	103,351	103,351
2,793,701	302,202	3,095,903
2,793,701	302,202	3,095,903
238,688	△74,798	163,890
238,688	△74,798	163,890
228,162	1,950	230,112
132,726	1,950	134,676
2,145,635	14,627	2,160,262
1,852,624	21,645	1,874,269
283,497	△7,018	276,479
1,260,059	663	1,260,722
441,216	663	441,879
137,644	9,135	146,779
46,683	21,535	68,218
90,961	△12,400	78,561
1,148,185	△282,456	865,729
2	42,068	42,070
1,148,183	△324,524	823,659
932,423	△2,055	930,368
297,945	△2,055	295,890
1,273,000	△20,000	1,253,000
1,273,000	△20,000	1,253,000
18,597,193	73,105	18,670,298

歳 出

款		項
1 議 会 費		
		1 議 会 費
2 総 務 費		
		1 総 務 管 理 費
		2 徴 税 費
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
		4 選 挙 費
		6 監 査 委 員 費
3 民 生 費		
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費		
		1 保 健 衛 生 費
		2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費		
		1 農 業 費
7 商 工 費		
		1 商 工 費
8 土 木 費		
		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		3 都 市 計 画 費
		4 住 宅 費
9 消 防 費		
		1 消 防 費
10 教 育 費		
		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費
		3 中 学 校 費
		4 幼 稚 園 費
		5 社 会 教 育 費
		6 保 健 体 育 費

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
179,002	159	179,161
179,002	159	179,161
2,088,043	4,483	2,092,526
1,606,647	10,205	1,616,852
250,539	4,195	254,734
158,851	△9,435	149,416
36,233	629	36,862
25,183	△1,111	24,072
6,186,338	121,164	6,307,502
2,465,827	15,567	2,481,394
3,208,115	11,860	3,219,975
512,246	93,737	605,983
1,968,711	△9,577	1,959,134
601,120	△6,637	594,483
1,367,591	△2,940	1,364,651
564,562	4,447	569,009
549,801	4,447	554,248
989,721	△18,861	970,860
989,721	△18,861	970,860
1,493,145	△3,198	1,489,947
134,889	△2,320	132,569
509,711	0	509,711
805,014	595	805,609
43,531	△1,473	42,058
805,615	0	805,615
805,615	0	805,615
2,468,082	△25,512	2,442,570
449,646	2,572	452,218
630,823	193	631,016
117,090	14	117,104
250,228	△34,690	215,538
516,324	△4,541	511,783
503,971	10,940	514,911

款	項
歲	出 合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
18,597,193	73,105	18,670,298

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷製本費	令和元年度から 令和2年度まで	1,861
広報さくら印刷製本費	令和元年度から 令和2年度まで	10,170
南小学童保育センター指定 管理業務委託	令和元年度から 令和3年度まで	48,000
上松山児童センター指定管 理業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	37,500
道路管理業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	54,000
小学校 ICT 活用推進業務委 託	令和元年度から 令和4年度まで	12,660
中学校 ICT 活用推進業務委 託	令和元年度から 令和4年度まで	12,660
さくら市図書館指定管理業 務委託	令和元年度から 令和6年度まで	485,000
給食センター基本構想策定 業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	9,416

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	600,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以 内（ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率と する。）	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するものに よる。ただ し、市財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を延長 し、短縮 し、若しく は繰上償 還、又は借 換えするこ とができる。	580,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第7号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款						補正前の額
9	地	方	特	例	交付金	35,000
10	地	方		交	付税	2,793,701
12	分	担	金	及	び負担金	238,688
13	使	用	料	及	び手数料	228,162
14	国		庫	支	出金	2,145,635
15	県		支	出	金	1,260,059
16	財		産	収	入	137,644
18	繰			入	金	1,148,185
20	諸			収	入	932,423
21	市				債	1,273,000
			歳	入	合計	18,597,193

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
123, 837	158, 837	
302, 202	3, 095, 903	
△74, 798	163, 890	
1, 950	230, 112	
14, 627	2, 160, 262	
663	1, 260, 722	
9, 135	146, 779	
△282, 456	865, 729	
△2, 055	930, 368	
△20, 000	1, 253, 000	
73, 105	18, 670, 298	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
1	議 会 費		179,002	159
2	総 務 費		2,088,043	4,483
3	民 生 費		6,186,338	121,164
4	衛 生 費		1,968,711	△9,577
6	農 林 水 産 業 費		564,562	4,447
7	商 工 費		989,721	△18,861
8	土 木 費		1,493,145	△3,198
9	消 防 費		805,615	0
10	教 育 費		2,468,082	△25,512
歳 出 合 計			18,597,193	73,105

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
179, 161				159	
2, 092, 526	491		9, 135	△5, 143	
6, 307, 502	23, 273		△71, 266	169, 157	
1, 959, 134				△9, 577	
569, 009			△10, 850	15, 297	
970, 860			△17, 500	△1, 361	
1, 489, 947			△57, 200	54, 002	
805, 615			△1, 700	1, 700	
2, 442, 570	△8, 474		△45, 000	27, 962	
18, 670, 298	15, 290		△194, 381	252, 196	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		地方特例交付金	35,000	123,837	158,837
	1	地方特例交付金	35,000	20,486	55,486
		1 地方特例交付金	35,000	20,486	55,486
	2	子ども・子育て支援臨時交付金	0	103,351	103,351
		1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	103,351	103,351

10		地方交付税	2,793,701	302,202	3,095,903
	1	地方交付税	2,793,701	302,202	3,095,903
		1 地方交付税	2,793,701	302,202	3,095,903

12		分担金及び負担金	238,688	△74,798	163,890
	1	負担金	238,688	△74,798	163,890
		1 民生費負担金	235,344	△74,798	160,546

13		使用料及び手数料	228,162	1,950	230,112
	1	使用料	132,726	1,950	134,676
		4 農林水産業使用料	1,721	1,950	3,671

14		国庫支出金	2,145,635	14,627	2,160,262
	1	国庫負担金	1,852,624	21,645	1,874,269
		1 民生費国庫負担金	1,799,599	21,645	1,821,244
	2	国庫補助金	283,497	△7,018	276,479
		1 総務費国庫補助金	82,098	491	82,589

9 地方特例交付金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	20,486	地方特例交付金	20,486
1 子ども・子育て支援臨時交付金	103,351	子ども・子育て支援臨時交付金	103,351

1 地方交付税	302,202	普通交付税	302,202

2 児童福祉費負担金	△74,798	保育園入園児童負担金 △1,788 さくら保育園入園児童負担金 △1,929 ふれあい保育園入園児童負担金 △6,071 あおぞら保育園入園児童負担金 △18,423 アップル保育園入園児童負担金 △9,257 たいよう保育園入園児童負担金 △10,121 わくわく保育園入園児童負担金 △8,592 氏家保育園入園児童負担金 △8,206 第2 さくら保育園入園児童負担金 △10,411	

3 農産物直売所使用料	1,950	氏家地区農産物直売所利用者使用料	1,950

2 児童福祉費負担金	21,645	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2) 18,829 子どものための利用給付交付金 2,816	
1 総務費補助金	491	個人番号カード交付事務費補助金	491

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		2 民生費国庫補助金	99,607	2,599	102,206
		5 教育費国庫補助金	23,825	△10,108	13,717

15		県支出金	1,260,059	663	1,260,722
	2	県補助金	441,216	663	441,879
		2 民生費県補助金	264,014	663	264,677

16		財産収入	137,644	9,135	146,779
	1	財産運用収入	46,683	21,535	68,218
		3 債券等運用益	0	21,535	21,535
	2	財産売却収入	90,961	△12,400	78,561
		1 不動産売却収入	90,000	△12,400	77,600

18		繰入金	1,148,185	△282,456	865,729
	1	特別会計繰入金	2	42,068	42,070
		1 介護保険特別会計繰入金	1	39,359	39,360
		2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	2,709	2,710
	2	基金繰入金	1,148,183	△324,524	823,659
		2 減債基金繰入金	500,000	△208,024	291,976
		3 公共施設等整備基金繰入金	116,500	△116,500	0

20		諸収入	932,423	△2,055	930,368
	4	雑入	297,945	△2,055	295,890
		2 雑入	297,940	△2,055	295,885

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	1,884	子ども・子育て支援交付金国庫分 (1/3)	1,884
3 生活保護費補助金	715	生活保護適正実施推進事業補助金 (3/4、2/3、1/2)	715
2 幼稚園就園奨励費補助金	△10,108	私立幼稚園就園奨励費 (1/3)	△10,108

2 児童福祉費補助金	663	第3子以降保育料免除事業費 (1/2) 子ども・子育て支援交付金県費分 (1/3)	△636 1,299

1 債券等売却益	21,535	債券等売却益	21,535
1 土地売却収入	△12,400	市有地売却収入	△12,400

1 介護保険特別会計繰入金	39,359	介護保険特別会計繰入金	39,359
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	2,709	後期高齢者医療特別会計繰入金	2,709
1 減債基金繰入金	△208,024	減債基金繰入金	△208,024
1 公共施設等整備基金繰入金	△116,500	公共施設等整備基金繰入金	△116,500

1 総務費雑入	△19,925	清掃費に係る交付税配分金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	75 △20,000
2 民生費雑入	5,832	保育園児給食代 (あおぞら保育園)	2,781

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計

21		市債	1,273,000	△20,000	1,253,000
	1	市債	1,273,000	△20,000	1,253,000
		1 総務債	604,700	△20,000	584,700

節		説 明
区 分	金 額	
		保育園児給食代（たいよう保育園） 1,836 保育園児給食代（わくわく保育園） 1,215
9 過年度収入	12,038	障害者医療費負担金県費（過年度分） 1,181 障害者医療費負担金国庫（過年度分） 2,362 母子生活支援施設措置費国庫（過年度分） 274 母子生活支援施設措置費県費（過年度分） 137 児童手当支給事業国庫負担金（過年度分） 778 障害者自立支援給付費国庫負担金（過年度分） 4,871 障害者自立支援給付費県負担金（過年度分） 2,435
1 臨時財政対策債	△20,000	臨時財政対策債 △20,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		議会費	179,002	159	179,161				159
	1	議会費	179,002	159	179,161				159
		1 議会費	179,002	159	179,161				159

2		総務費	2,088,043	4,483	2,092,526	491		9,135	△5,143
	1	総務管理費	1,606,647	10,205	1,616,852			9,135	1,070
		1 一般管理費	649,521	△16,508	633,013				△16,508
		3 財政管理費	83,405	588	83,993				588
		4 会計管理費	36,953	45	36,998				45

1 議会費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2	○職員人件費 159
3 職 員 手 当 等	△37	職員給 △2
		扶養手当 58
		通勤手当 31
4 共 済 費	198	時間外勤務手当 △126
		職員共済組合負担金 198

2 給 料	△8,645	○特別職人件費 △14,344
		特別職給 △8,580
3 職 員 手 当 等	△1,897	通勤手当 △86
		期末手当 △3,421
4 共 済 費	△5,966	職員共済組合負担金 △2,257
		○職員人件費 △2,164
		職員給 △65
		扶養手当 310
		通勤手当 189
		住居手当 123
		時間外勤務手当 1,510
		宿日直手当 △100
		期末手当 △39
		勤勉手当 △98
		児童手当 △285
		職員共済組合負担金 △3,709
2 給 料	△1,190	○職員人件費 588
		職員給 △1,190
3 職 員 手 当 等	1,334	扶養手当 348
		通勤手当 119
4 共 済 費	444	住居手当 319
		時間外勤務手当 1,120
		期末手当 △407
		勤勉手当 △165
		職員共済組合負担金 444
2 給 料	△422	○職員人件費 45
		職員給 △422
3 職 員 手 当 等	153	扶養手当 103
		通勤手当 76
4 共 済 費	314	時間外勤務手当 30
		期末手当 △38
		勤勉手当 △18
		職員共済組合負担金 314

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5 財産管理費	140,049	3,157	143,206			△12,400	15,557
		7 企画費	385,833	1,388	387,221				1,388
		8 基金費	9,345	21,535	30,880			21,535	
	2	徴税費	250,539	4,195	254,734				4,195
		1 税務総務費	140,455	4,195	144,650				4,195
	3	戸籍住民基本台帳費	158,851	△9,435	149,416	491			△9,926
		1 戸籍住民基本台帳費	158,851	△9,435	149,416	491			△9,926

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工 事 請 負 費	3, 157	○市役所庁舎維持管理事業 工事請負費	3, 157 3, 157
2 給 料	△616	○職員人件費	△912
3 職 員 手 当 等	△362	職員給	△616
4 共 済 費	66	扶養手当	△816
19 負担金、補助 及び交付金	2, 300	通勤手当	33
		住居手当	△618
		時間外勤務手当	1, 190
		期末手当	△69
		勤勉手当	△82
		職員共済組合負担金	66
		○オリパラ交流事業 補助金	2, 300 2, 300
25 積 立 金	21, 535	○基金積立事業 基金積立金	21, 535 21, 535
2 給 料	3, 072	○職員人件費	4, 195
3 職 員 手 当 等	△150	職員給	3, 072
4 共 済 費	1, 273	扶養手当	△623
		通勤手当	96
		住居手当	234
		時間外勤務手当	280
		期末手当	△137
		職員共済組合負担金	1, 273
2 給 料	△5, 198	○職員人件費	△829
3 職 員 手 当 等	△4, 708	職員給	104
4 共 済 費	△228	扶養手当	△157
12 役 務 費	328	通勤手当	157
18 備 品 購 入 費	371	住居手当	6
		時間外勤務手当	△720
		管理職手当	△96
		期末手当	△200
		勤勉手当	△68
		職員共済組合負担金	145
		○職員人件費	△9, 305
		職員給	△5, 302
		扶養手当	△78
		通勤手当	△352
		住居手当	△468
		時間外勤務手当	△360
		期末手当	△1, 448
		勤勉手当	△924
		職員共済組合負担金	△373

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4	選挙費	36,233	629	36,862				629
		1 選挙管理委員会費	8,931	629	9,560				629
	6	監査委員費	25,183	△1,111	24,072				△1,111
		1 監査委員費	25,183	△1,111	24,072				△1,111

3		民生費	6,186,338	121,164	6,307,502	23,273		△71,266	169,157
	1	社会福祉費	2,465,827	15,567	2,481,394			△1,300	16,867
		1 社会福祉総務費	1,505,133	11,715	1,516,848				11,715
		2 国民健康保険費	279,642	△1,921	277,721				△1,921
		3 国民年金費	21,822	△6,903	14,919				△6,903

節		説 明
区 分	金 額	
		○個人番号カード交付事務費 699 通信運搬費 328 機械器具費 371
2 給 料	287	○職員人件費 629 職員給 287
3 職 員 手 当 等	101	住居手当 81 時間外勤務手当 20
4 共 済 費	241	職員共済組合負担金 241
2 給 料	△632	○職員人件費 △1,111 職員給 △632
3 職 員 手 当 等	△764	扶養手当 150 住居手当 △294
4 共 済 費	285	時間外勤務手当 △620 職員共済組合負担金 285

2 給 料	5,372	○職員人件費 8,143 職員給 5,372
3 職 員 手 当 等	1,415	扶養手当 △498 通勤手当 122
4 共 済 費	1,356	住居手当 △129 時間外勤務手当 1,540
23 償 還 金、利子 及 び 割 引 料	3,572	管理職手当 380 職員共済組合負担金 1,356 ○介護給付・訓練等給付事業 3,572 償還金 3,572
2 給 料	△596	○職員人件費 △1,921 職員給 △596
3 職 員 手 当 等	△1,237	扶養手当 △438 通勤手当 35
4 共 済 費	△88	時間外勤務手当 △40 期末手当 △503 勤勉手当 △291 職員共済組合負担金 △88
2 給 料	△4,147	○職員人件費 △6,903 職員給 △4,147
3 職 員 手 当 等	△1,374	扶養手当 △240 時間外勤務手当 30
4 共 済 費	△1,382	期末手当 △997

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		4 老人福祉費	170,997	5,266	176,263			△1,300	6,566
		5 介護保険費	488,233	7,410	495,643				7,410
	2	児童福祉費	3,208,115	11,860	3,219,975	22,558		△69,966	59,268
		1 児童福祉総務費	1,353,981	14,114	1,368,095	22,558		△37,662	29,218
		3 保育園費	546,212	△8,455	537,757			△32,304	23,849

節		説 明
区 分	金 額	
		勤勉手当 △167 職員共済組合負担金 △1,382
2 給 料	4,292	○職員人件費 5,266
3 職 員 手 当 等	△203	職員給 4,292
4 共 済 費	1,177	扶養手当 244
		通勤手当 △61
		時間外勤務手当 90
		管理職手当 △476
		職員共済組合負担金 1,177
28 繰 出 金	7,410	○介護保険特別会計繰出金 7,410
		他会計繰出金 7,410
2 給 料	203	○こども政策課庶務事務 467
		臨時雇賃金 467
3 職 員 手 当 等	1,263	○職員人件費 1,851
4 共 済 費	385	職員給 203
		扶養手当 150
		通勤手当 8
7 賃 金	467	住居手当 △25
13 委 託 料	5,242	時間外勤務手当 1,130
		職員共済組合負担金 385
15 工 事 請 負 費	4,500	○民間保育園事業 1,524
		業務委託料 999
		負担金 525
19 負担金、補助 及び交付金	1,023	○管外保育園保育事業 297
		業務委託料 243
		負担金 54
23 償還金、利子 及び割引料	1,031	○ファミリーサポートセンター事業 222
		負担金 222
		○特別保育事業 222
		負担金 222
		○放課後児童健全育成事業 2,800
		業務委託料 2,800
		○児童館管理運営事業 1,200
		業務委託料 1,200
		○子ども子育て支援推進事業 1,031
		償還金 1,031
		○学童保育施設整備事業 4,500
		工事請負費 4,500
2 給 料	△5,081	○職員人件費 △8,455
3 職 員 手 当 等	△2,118	職員給 △5,081
4 共 済 費	△1,256	扶養手当 △336
		通勤手当 217
		住居手当 △636
		時間外勤務手当 1,646
		期末手当 △1,677

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5 児童措置費	821,630	6,201	827,831				6,201
	3	生活保護費	512,246	93,737	605,983	715			93,022
		1 生活保護総務費	17,539	93,737	111,276	715			93,022

4		衛生費	1,968,711	△9,577	1,959,134				△9,577
	1	保健衛生費	601,120	△6,637	594,483				△6,637
		1 保健衛生総務費	302,341	△6,637	295,704				△6,637
	2	清掃費	1,367,591	△2,940	1,364,651				△2,940
		1 清掃総務費	1,367,591	△2,940	1,364,651				△2,940

6		農林水産業費	564,562	4,447	569,009			△10,850	15,297
	1	農業費	549,801	4,447	554,248			△10,850	15,297
		1 農業委員会費	66,255	△1,901	64,354				△1,901

節		説 明
区 分	金 額	
		勤勉手当 $\Delta 1,332$ 職員共済組合負担金 $\Delta 1,256$
23 償還金、利子 及び割引料	6,201	○児童手当支給事業 $6,201$ 償還金 $6,201$
13 委 託 料	3,462	○生活保護事務 $92,923$ 業務委託料 $3,462$
23 償還金、利子 及び割引料	90,275	償還金 $89,461$ ○生活困窮者自立支援事務 814 償還金 814

2 給 料	$\Delta 3,816$	○職員人件費 $\Delta 6,637$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 1,866$	職員給 $\Delta 3,816$
4 共 済 費	$\Delta 955$	扶養手当 $\Delta 318$
		通勤手当 $\Delta 57$
		住居手当 192
		時間外勤務手当 840
		管理職手当 $\Delta 96$
		期末手当 $\Delta 1,580$
		勤勉手当 $\Delta 847$
		職員共済組合負担金 $\Delta 955$
2 給 料	$\Delta 1,758$	○職員人件費 $\Delta 2,940$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 1,101$	職員給 $\Delta 1,758$
4 共 済 費	$\Delta 81$	扶養手当 $\Delta 94$
		通勤手当 $\Delta 37$
		住居手当 154
		時間外勤務手当 $\Delta 290$
		期末手当 $\Delta 583$
		勤勉手当 $\Delta 251$
		職員共済組合負担金 $\Delta 81$

2 給 料	$\Delta 824$	○職員人件費 $\Delta 1,901$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 974$	職員給 $\Delta 824$
		扶養手当 109

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2 農業総務費	101,184	3,880	105,064				3,880
		5 農地費	161,533	0	161,533			△10,200	10,200
		7 農業構造改善費	81,991	2,468	84,459			△650	3,118

7		商工費	989,721	△18,861	970,860			△17,500	△1,361
	1	商工費	989,721	△18,861	970,860			△17,500	△1,361
		1 商工総務費	70,731	△511	70,220				△511
		2 商工振興費	757,116	△18,350	738,766				△18,350
		5 喜連川地区施設管理費	64,403	0	64,403			△17,500	17,500

8		土木費	1,493,145	△3,198	1,489,947			△57,200	54,002
	1	土木管理費	134,889	△2,320	132,569				△2,320

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	△103	通勤手当 △99 時間外勤務手当 △560 期末手当 △89 勤勉手当 △335 職員共済組合負担金 △103
2 給 料	2,152	○職員人件費 3,880
3 職 員 手 当 等	331	職員給 2,152
4 共 済 費	1,397	扶養手当 89 通勤手当 190 住居手当 △252 時間外勤務手当 780 管理職手当 △476 職員共済組合負担金 1,397
		(財源更正)
7 賃 金	1,690	○氏家地区農産物直売所運営事業 2,468
11 需 用 費	390	臨時雇賃金 1,690
12 役 務 費	30	消耗品費 20
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	358	光熱水費 370 通信運搬費 30 賃借料 358

2 給 料	536	○職員人件費 △511
3 職 員 手 当 等	△1,569	職員給 536 扶養手当 279 通勤手当 70
4 共 済 費	522	住居手当 △252 時間外勤務手当 △1,570 管理職手当 △96 職員共済組合負担金 522
17 公 有 財 産 購 入 費	△18,350	○和い話し広場管理運営事業 △18,350 土地購入費 △18,730 家屋購入費 380
		(財源更正)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1 土木総務費	134,889	△2,320	132,569				△2,320
	2	道路橋梁費	509,711	0	509,711			△57,200	57,200
		1 道路維持費	236,849	0	236,849			△43,000	43,000
		2 道路建設改良費	233,862	0	233,862			△14,200	14,200
	3	都市計画費	805,014	595	805,609				595
		1 都市計画総務費	705,035	△802	704,233				△802
		3 公園費	98,393	1,397	99,790				1,397
	4	住宅費	43,531	△1,473	42,058				△1,473
		2 住宅建設費	23,215	△1,473	21,742				△1,473

9		消防費	805,615	0	805,615			△1,700	1,700
	1	消防費	805,615	0	805,615			△1,700	1,700
		2 消防施設費	744,754	0	744,754			△1,700	1,700

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△736	○職員人件費 △2,320
3 職 員 手 当 等	△1,637	職員給 △736
4 共 済 費	53	扶養手当 318
		通勤手当 △218
		住居手当 △324
		時間外勤務手当 △1,050
		管理職手当 △96
		期末手当 △259
		勤勉手当 △8
		職員共済組合負担金 53
		(財源更正)
		(財源更正)
2 給 料	△657	○職員人件費 △802
3 職 員 手 当 等	△422	職員給 △657
4 共 済 費	277	扶養手当 42
		通勤手当 △46
		住居手当 225
		時間外勤務手当 △280
		期末手当 △286
		勤勉手当 △77
		職員共済組合負担金 277
15 工 事 請 負 費	1,397	○市有公園等管理事業 1,397
		工事請負費 1,397
2 給 料	△890	○職員人件費 △1,473
3 職 員 手 当 等	△604	職員給 △890
4 共 済 費	21	扶養手当 △438
		通勤手当 6
		住居手当 162
		時間外勤務手当 △150
		期末手当 △63
		勤勉手当 △121
		職員共済組合負担金 21
		(財源更正)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		教育費	2,468,082	△25,512	2,442,570	△8,474		△45,000	27,962
	1	教育総務費	449,646	2,572	452,218				2,572
		2 事務局費	439,097	2,572	441,669				2,572
	2	小学校費	630,823	193	631,016			△7,200	7,393
		1 学校管理費	521,129	193	521,322			△7,200	7,393
	3	中学校費	117,090	14	117,104				14
		1 学校管理費	76,303	14	76,317				14
	4	幼稚園費	250,228	△34,690	215,538	△8,474			△26,216
		1 幼稚園費	250,228	△34,690	215,538	△8,474			△26,216
	5	社会教育費	516,324	△4,541	511,783			△29,300	24,759
		1 社会教育総務費	99,365	△6,378	92,987				△6,378

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	777	○特別職人件費 $\Delta 4$ 職員共済組合負担金 $\Delta 4$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 866$	○職員人件費 1,864 職員給 777
4 共 済 費	1,949	扶養手当 627 通勤手当 $\Delta 78$
19 負担金、補助 及び交付金	712	住居手当 $\Delta 24$ 時間外勤務手当 $\Delta 1,010$ 管理職手当 $\Delta 381$ 職員共済組合負担金 1,953 ○小中学校特別活動補助事業 712 補助金 712
2 給 料	123	○職員人件費 193 職員給 123
3 職 員 手 当 等	22	通勤手当 22 職員共済組合負担金 48
4 共 済 費	48	
2 給 料	$\Delta 3$	○職員人件費 14 職員給 $\Delta 3$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 3$	期末手当 $\Delta 3$ 職員共済組合負担金 20
4 共 済 費	20	
19 負担金、補助 及び交付金	$\Delta 34,690$	○幼稚園就園奨励補助事業 $\Delta 42,218$ 補助金 $\Delta 42,218$ ○預かり保育事業 4,747 負担金 4,747 ○幼児教育類似施設補助事業 1,026 補助金 1,026 ○実費徴収に係る補足給付事業 1,755 負担金 1,755
2 給 料	$\Delta 4,539$	○職員人件費 $\Delta 6,378$ 職員給 $\Delta 4,539$
3 職 員 手 当 等	$\Delta 1,839$	扶養手当 249 通勤手当 $\Delta 27$ 住居手当 160

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 文化財保護費	19,712	0	19,712			△2,900	2,900
		6 公民館費	81,116	2,658	83,774			△2,500	5,158
		7 図書館費	100,249	0	100,249			△2,400	2,400
		8 博物館費	194,393	△821	193,572			△21,500	20,679
6		保健体育費	503,971	10,940	514,911			△8,500	19,440
		1 体育総務費	107,493	190	107,683				190
		2 体育施設費	209,513	0	209,513			△8,500	8,500
		3 学校給食費	186,965	10,750	197,715				10,750

節		説 明
区 分	金 額	
		時間外勤務手当 △430 管理職手当 △96 期末手当 △1,213 勤勉手当 △482
		(財源更正)
2 給 料	1,951	○職員人件費 2,658
3 職 員 手 当 等	74	職員給 1,951
4 共 済 費	633	扶養手当 19
		通勤手当 21
		住居手当 144
		時間外勤務手当 △110
		職員共済組合負担金 633
		(財源更正)
2 給 料	△846	○職員人件費 △821
3 職 員 手 当 等	△246	職員給 △846
4 共 済 費	271	扶養手当 △277
		通勤手当 24
		住居手当 133
		時間外勤務手当 630
		管理職手当 △209
		期末手当 △547
		職員共済組合負担金 271
2 給 料	△206	○職員人件費 190
3 職 員 手 当 等	△13	職員給 △206
4 共 済 費	409	扶養手当 298
		通勤手当 △25
		住居手当 153
		時間外勤務手当 360
		期末手当 △490
		勤勉手当 △309
		職員共済組合負担金 409
		(財源更正)
2 給 料	4,322	○職員人件費 5,932
3 職 員 手 当 等	514	職員給 4,322
4 共 済 費	1,096	扶養手当 189
		通勤手当 75
		時間外勤務手当 250
		職員共済組合負担金 1,096
13 委 託 料	4,818	○学校給食調理場建設事業 4,818
		業務委託料 4,818

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他の 手当	計		
補正後	長 等	2		18,600	7,418 (3.30)	51	26,069	4,676	30,745
	議 員	18	74,100		23,435 (3.30)		97,535	27,100	124,635
	その他の 特 別 職	1,856	203,085				203,085		203,085
	計	1,876	277,185	18,600	30,853	51	326,689	31,776	358,465
補正前	長 等	3		27,180	10,839 (3.30)	137	38,156	6,937	45,093
	議 員	18	74,100		23,435 (3.30)		97,535	27,100	124,635
	その他の 特 別 職	1,856	203,085				203,085		203,085
	計	1,877	277,185	27,180	34,274	137	338,776	34,037	372,813
比 較	長 等	△ 1		△ 8,580	△ 3,421	△ 86	△ 12,087	△ 2,261	△ 14,348
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特 別 職	0	0				0		0
	計	△ 1	0	△ 8,580	△ 3,421	△ 86	△ 12,087	△ 2,261	△ 14,348

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 306	1,094,288	651,647	1,745,935	362,918	2,108,853	
補正前	(3) 303	1,103,425	666,923	1,770,348	358,281	2,128,629	
比 較	(△ 2) 3	△ 9,137	△ 15,276	△ 24,413	4,637	△ 19,776	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,213	16,590	17,911	882	123,471	2,165
	補正前	25,944	16,099	18,847	882	119,341	2,265
	比 較	△ 731	491	△ 936	0	4,130	△ 100
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	33,467	241,416	173,175	16,715	0	642
	補正前	35,109	252,044	178,750	17,000	0	642
	比 較	△ 1,642	△ 10,628	△ 5,575	△ 285	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 9,137	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 9,137	職員異動等	
職 員 手 当	△ 15,276	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 15,276	職員異動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296,262	281,545
	平均給与月額 (円)	371,601	305,518
	平均年齢 (歳)	40.0	54.0

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
16-農業経営基盤強化資金利子補給	2,265	平成30年度	2,253	令和元年度 令和3年度	12				12
17-農業経営基盤強化資金利子補給	253	平成30年度	241	令和元年度 令和6年度	12				12
25-災害条例資金利子補給	105	平成30年度	93	令和元年度 令和2年度	12	6			6
26-防犯灯LED化業務委託	72,000	平成30年度	32,000	令和元年度 令和5年度	40,000				40,000
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (氏家地区1)〕	116,598	平成30年度	93,236	令和元年度	23,362			20,557	2,805
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (氏家地区2)〕	127,808	平成30年度	102,200	令和元年度	25,608			22,534	3,074
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔可燃ごみ・資源物 (喜連川地区)〕	173,594	平成30年度	138,812	令和元年度	34,782			30,607	4,175
26-家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託 〔不燃・粗大ごみ (喜連川地区)〕	23,607	平成30年度	18,877	令和元年度	4,730			4,162	568
26-喜連川小学校スクールバス運行業務委託	195,000	平成30年度	156,000	令和元年度	39,000				39,000
26-さくら市図書館指定管理業務委託	450,000	平成30年度	360,000	令和元年度	90,000				90,000
27-会議録等作成業務委託	20,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和2年度	8,000				8,000
27-私立保育所等防犯カメラ設置費補助事業	1,095	平成30年度	810	令和元年度 令和2年度	285				285
27-氏家中学校給食調理業務委託	107,000	平成30年度	77,500	令和元年度	29,500				29,500

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
28-氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	249,000	平成30年度	166,000	令和元年度	83,000				83,000
28-さくら市営駐車場指定管理委託	30,000	平成30年度	12,000	令和元年度 令和3年度	18,000			18,000	0
28-さくら市喜連川社会福祉センター指定管理業務委託	10,036	平成30年度	3,970	令和元年度 令和3年度	6,066				6,066
28-さくら市生きがいセンター指定管理業務委託	2,620	平成30年度	1,036	令和元年度 令和3年度	1,584				1,584
28-さくら市氏家福祉センター指定管理業務委託	24,510	平成30年度	9,785	令和元年度 令和3年度	14,725				14,725
28-総合交流ターミナル管理業務委託	202,100	平成30年度	78,000	令和元年度 令和3年度	124,100				124,100
28-さくら市温泉浴場(第1、第2)管理業務委託	97,100	平成30年度	36,000	令和元年度 令和3年度	61,100				61,100
29-総合健康診査業務委託	305,000	平成30年度	101,000	令和元年度 令和2年度	204,000				204,000
29-喜連川児童センター指定管理業務委託	172,205	平成30年度	34,000	令和元年度 令和4年度	138,205	44,087			94,118
30-例規データ作成更新業務委託	1,728			令和元年度	1,728				1,728
30-広島平和記念式典中学生派遣事業	1,050			令和元年度	1,050				1,050
30-農業振興地域整備計画策定業務委託	1,642			令和元年度	1,642				1,642
30-道路管理業務委託(市道U1-1号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
30-道路管理業務委託 (市道K1001号外)	27,000			令和元年度	27,000				27,000
30-氏家児童センター 指定管理業務委託	110,500			令和元年度 令和3年度	110,500	44,200			66,300
31-広島平和記念式典 中学生派遣事業	1,080			令和元年度 令和2年度	1,080				1,080
31-都市計画マスター プラン見直し業務委託	1,870			令和元年度 令和2年度	1,870				1,870
31-スクールバス運行 業務委託	118,260			令和元年度 令和6年度	118,260				118,260
31-スクールバス車両 リース	185,977			令和元年度 令和11年度	185,977				185,977
1-氏家小学校・押上 小学校・上松山小学 校・南小学校給食調 理業務委託	246,792			令和元年度 令和4年度	246,792				246,792
1-氏家中学校給食調 理業務委託	93,060			令和元年度 令和4年度	93,060				93,060
1-議会だより印刷製 本費	(0) 1,861			令和元年度 令和2年度	(0) 1,861				(0) 1,861
1-広報さくら印刷製 本費	(0) 10,170			令和元年度 令和2年度	(0) 10,170				(0) 10,170
1-南小学童保育セン ター指定管理業務委 託	(0) 48,000			令和元年度 令和3年度	(0) 48,000	(0) 32,000			(0) 16,000
1-上松山児童セン ター指定管理業務委 託	(0) 37,500			令和元年度 令和2年度	(0) 37,500	(0) 25,000			(0) 12,500
1-道路管理業務委託	(0) 54,000			令和元年度 令和2年度	(0) 54,000				(0) 54,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
1-小学校ICT活用推進業務委託	(0) 12,660			令和元年度 令和4年度	(0) 12,660				(0) 12,660
1-中学校ICT活用推進業務委託	(0) 12,660			令和元年度 令和4年度	(0) 12,660				(0) 12,660
1-さくら市図書館指定管理業務委託	(0) 485,000			令和元年度 令和6年度	(0) 485,000				(0) 485,000
1-給食センター基本構想策定業務委託	(0) 9,416			令和元年度 令和2年度	(0) 9,416				(0) 9,416

() 内は、補正前の数値である。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普 通 債	15,316,976	14,656,405	1,270,100	1,690,642	14,235,863
(1) 総務	5,908,402	5,809,155	584,700	701,370	5,692,485
(2) 民生	583,856	509,998	19,200	74,050	455,148
(3) 衛生	304,001	299,881	52,200	21,384	330,697
(4) 農林水産	907,880	786,370	12,800	111,887	687,283
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,396,933	3,192,760	237,100	386,468	3,043,392
(7) 消防	694,429	709,856	72,500	77,025	705,331
(8) 教育	3,521,475	3,348,385	291,600	318,458	3,321,527
2 災害復旧費	4,915	12,169	0	637	11,532
(1) 公共土木施設	1,515	8,769	0	212	8,557
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	0	425	2,975
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,321,891	14,668,574	1,270,100	1,691,279	14,247,395

議案第 11 号

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,812 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 6,351 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（予算における元号の表示）

第 2 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
9 繰越金			
		1 繰越金	
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,000	18,127	19,127
1,000	18,127	19,127
4,345,390	18,127	4,363,517

歳 出

款		項	
9 諸	支 出 金		
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,885	18,127	23,012
4,885	18,127	23,012
4,345,390	18,127	4,363,517

令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款		補 正 前 の 額
9 繰	越 金	1,000
歳 入 合 計		4,345,390

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
18, 127	19, 127	
18, 127	4, 363, 517	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
9 諸	支 出 金	4, 885	18, 127
	歳 出 合 計	4, 345, 390	18, 127

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
23, 012				18, 127	
4, 363, 517				18, 127	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	1,000	18,127	19,127
	1	繰越金	1,000	18,127	19,127
		1 その他繰越金	1,000	18,127	19,127

9 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	18,127	前年度繰越金 18,127

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9		諸支出金	4,885	18,127	23,012				18,127
	1	償還金及び 還付加算金	4,885	18,127	23,012				18,127
		1 一般被保険 者保険税還 付金	4,811	1,027	5,838				1,027
		3 一般被保険 者保険税還 付加算金	62	75	137				75
		5 保険給付費 等交付金返 還金	1	17,025	17,026				17,025

9 諸支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子 及び割引料	1,027	○一般被保険者保険税還付金 償還金 1,027 1,027
23 償還金、利子 及び割引料	75	○一般被保険者保険税還付加算金 還付加算金 75 75
23 償還金、利子 及び割引料	17,025	○県保険給付費等交付金返還金 償還金 17,025 17,025

議案第 12 号

令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,252 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,610 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（予算における元号の表示）

第 2 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
5 諸 収 入	
	4 雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
320,026	39,419	359,445
320,026	39,419	359,445
1	2,709	2,710
1	2,709	2,710
8,943	400	9,343
8,938	400	9,338
423,580	42,528	466,108

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 後期高齢者健診事業費	
	1 後期高齢者健診事業費
4 諸 支 出 金	
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
405,924	39,419	445,343
405,924	39,419	445,343
10,739	400	11,139
10,739	400	11,139
414	2,709	3,123
1	2,709	2,710
423,580	42,528	466,108

令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
1	後期高齢者医療保険料	320,026
4	繰越金	1
5	諸収入	8,943
歳入合計		423,580

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
39,419	359,445	
2,709	2,710	
400	9,343	
42,528	466,108	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	405,924	39,419
3	後 期 高 齢 者 健 診 事 業 費	10,739	400
4	諸 支 出 金	414	2,709
歳 出 合 計		423,580	42,528

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
445, 343				39, 419	
11, 139			400		
3, 123				2, 709	
466, 108			400	42, 128	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	320,026	39,419	359,445
	1	後期高齢者医療保険料	320,026	39,419	359,445
	1	特別徴収保険料	220,787	10,973	231,760
	2	普通徴収保険料	99,239	28,446	127,685

4		繰越金	1	2,709	2,710
	1	繰越金	1	2,709	2,710
	1	繰越金	1	2,709	2,710

5		諸収入	8,943	400	9,343
	4	雑入	8,938	400	9,338
	4	後期高齢者保健事業交付金	1,500	400	1,900

1 後期高齢者医療保険料
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 特別徴収保険料	10,973	特別徴収保険料	10,973
1 普通徴収保険料 (現年度分)	28,446	普通徴収保険料 (現年度分)	28,446

1 繰越金	2,709	前年度繰越金	2,709

1 後期高齢者保健事業交付金	400	後期高齢者保健事業交付金	400

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	405,924	39,419	445,343				39,419
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	405,924	39,419	445,343				39,419
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	405,924	39,419	445,343				39,419

3		後期高齢者 健診事業費	10,739	400	11,139			400	
	1	後期高齢者 健診事業費	10,739	400	11,139			400	
	1	後期高齢者 健診事業費	10,739	400	11,139			400	

4		諸支出金	414	2,709	3,123				2,709
	2	繰出金	1	2,709	2,710				2,709
	1	他会計繰出 金	1	2,709	2,710				2,709

2 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助 及び交付金	39,419	○後期高齢者医療広域連合納付金 負担金 39,419 39,419

19 負担金、補助 及び交付金	400	○後期高齢者健診事業費 負担金 400 400

28 繰 出 金	2,709	○他会計繰出金 他会計繰出金 2,709 2,709

議案第 13 号

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,676 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 6,343 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	
9 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
歳 入 合 計		

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
488,104	7,410	495,514
488,103	7,410	495,513
28,439	39,359	67,798
28,439	39,359	67,798
3,216,661	46,769	3,263,430

歳 出

款		項
1 総 務 費		
	1 総 務 管 理 費	
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	
6 諸 支 出 金		
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 出		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
95,951	7,410	103,361
61,605	4,610	66,215
26,955	2,800	29,755
32,109	39,359	71,468
32,109	39,359	71,468
3,216,661	46,769	3,263,430

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款			補 正 前 の 額
8 繰	入	金	488,104
9 繰	越	金	28,439
歳 入 合 計			3,216,661

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
7,410	495,514	
39,359	67,798	
46,769	3,263,430	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1	総 務 費	95,951	7,410
6	諸 支 出 金	32,109	39,359
歳 出 合 計		3,216,661	46,769

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
103,361				7,410	
71,468				39,359	
3,263,430				46,769	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	488,104	7,410	495,514
	1	一般会計繰入金	488,103	7,410	495,513
	4	その他一般会計繰入金	96,491	7,410	103,901

9		繰越金	28,439	39,359	67,798
	1	繰越金	28,439	39,359	67,798
	1	繰越金	28,439	39,359	67,798

8 繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与等繰入金	4,610	職員給与等繰入金 4,610
2 事務費繰入金	2,800	事務費繰入金 2,800

1 繰越金	39,359	前年度繰越金 39,359

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	95,951	7,410	103,361				7,410
	1	総務管理費	61,605	4,610	66,215				4,610
		1 一般管理費	61,605	4,610	66,215				4,610
	3	介護認定審査会費	26,955	2,800	29,755				2,800
		2 認定調査審査等費	21,324	2,800	24,124				2,800

6		諸支出金	32,109	39,359	71,468				39,359
	1	償還金及び還付加算金	32,109	39,359	71,468				39,359
		2 介護給付費返還金	31,597	39,359	70,956				39,359

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	1,273	○職員人件費 4,610
3 職 員 手 当 等	2,016	職員給 1,273
4 共 済 費	430	通勤手当 126
19 負担金、補助及び交付金	891	住居手当 △60
		時間外勤務手当 1,950
		職員共済組合負担金 430
		負担金 891
1 報 酬	2,800	○認定調査事業 2,800
		その他非常勤職員報酬 2,800

28 繰 出 金	39,359	○介護給付費等返還金 39,359
		他会計繰出金 39,359

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	406	26,108				26,108		26,108
	計	406	26,108				26,108		26,108
補 正 前	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	405	23,308				23,308		23,308
	計	405	23,308				23,308		23,308
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	1	2,800				2,800		2,800
	計	1	2,800				2,800		2,800

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 8	28,811	16,379	45,190	9,479	54,669	
補正前	(0) 8	27,538	14,363	41,901	9,049	50,950	
比 較	(0) 0	1,273	2,016	3,289	430	3,719	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	318	438	264	15	5,350	0
	補正前	318	312	324	15	3,400	0
	比 較	0	126	△ 60	0	1,950	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	5,970	4,024	0	0	0
	補正前	0	5,970	4,024	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1, 273	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	1, 273	職員異動等	
職 員 手 当	2, 016	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2, 016	職員異動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296, 300	
	平均給与月額 (円)	407, 459	
	平均年齢 (歳)	38. 6	

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

議案第14号

令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度さくら市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和元年度さくら市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額462,434千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額496,228千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,815千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,885千円」に「当年度分損益勘定留保資金403,619千円」を「当年度分損益勘定留保資金434,343千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	925,874千円	33,794千円	959,668千円
第1項 建設改良費	678,248千円	33,794千円	712,042千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和元年度から 令和2年度まで	2,367千円
水道メーター購入	令和元年度から 令和2年度まで	13,293千円

（予算における元号の表示）

第4条 2019年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年11月29日 提出

さくら市長 花塚 隆志

令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

- 1 令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
 - 2 令和元年度さくら市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 - 3 債務負担行為に関する調書
 - 4 令和元年度さくら市水道事業会計予定貸借対照表
- 令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）明細書

令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出	925, 874	33, 794	959, 668	
1. 建設改良費	678, 248	33, 794	712, 042	
4 未普及地域解消事業費	403, 800	20, 702	424, 502	
5 上水道改良事業費	188, 200	13, 092	201, 292	

令和元年度さくら市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	14,554,003
減価償却費	422,206,997
減損損失	0
賞与引当金の増減額（減少△）	0
貸倒引当金の増減額（減少△）	0
長期前受金戻入	△13,181,000
受取利息及び受取配当金	△1,061,000
支払利息	90,692,000
有形固定資産売却損益（益△）	0
資産減耗費	6,000,000
未収金の増減額（増加△）	0
未払金の増減額（減少△）	△1,000,000
貯蔵品の増減額（増加△）	△14,866,000
前払金の増減額（増加△）	0
その他流動資産の増減額（減少△）	△77,404,000
前受金の増減額（増加△）	0
その他流動負債の増減額（減少△）	62,805,000
小計	488,746,000
利息及び配当金の受取額	1,061,000
利息の支払額	△ 90,692,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	399,115,000

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△653,227,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	△1,000,000
国庫補助金等による収入	62,740,000
工事負担金による収入	22,000,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	28,700,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△540,787,000

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	250,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 247,626,000
他会計からの出資による収入	100,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,374,000

資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△39,298,000
資金期首残高	1,735,661,386
資金期末残高	1,696,363,386

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
29-水道料金・企業会計システム更新・保守管理業務委託	55,000	平成29年度から平成30年度まで	11,000	令和元年度から令和4年度まで	44,000	44,000
29-水質検査業務委託	12,504	平成29年度から平成30年度まで	4,168	令和元年度から令和2年度まで	8,336	8,336
30-上下水道料金徴収等業務委託	220,000	平成30年度まで	-	令和元年度から令和5年度まで	220,000	220,000
1-次亜塩素酸ナトリウム購入	2,367	-	-	令和元年度から令和2年度まで	2,367	2,367
1-水道メーター購入	13,293	-	-	令和元年度から令和2年度まで	13,293	13,293

令和元年度さくら市水道事業会計予定貸借対照表
(令和2年 3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		540,154,151	
ロ 建物	279,234,775		
減価償却累計額	<u>△148,776,779</u>	130,457,996	
ハ 構築物	16,999,259,643		
減価償却累計額	<u>△7,016,299,739</u>	9,982,959,904	
ニ 機械及び装置	1,746,285,711		
減価償却累計額	<u>△1,322,037,493</u>	424,248,218	
ホ 車両運搬具	5,766,219		
減価償却累計額	<u>△3,327,230</u>	2,438,989	
ヘ 工具器具及び備品	2,879,496		
減価償却累計額	<u>△2,806,750</u>	72,746	
ト 建設仮勘定		<u>33,794,000</u>	
有形固定資産合計			11,114,126,004

(2) 無形固定資産

イ 水利権	<u>632,689,234</u>		
無形固定資産合計			632,689,234

(3) 投資その他資産

イ 投資有価証券	<u>99,999,452</u>		
投資その他資産合計		<u>99,999,452</u>	
固定資産合計			<u>11,846,814,690</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		1,696,363,386	
(2) 未収金	53,844,677		
貸倒引当金	<u>△2,384,000</u>	51,460,677	
(3) 貯蔵品		40,707,967	
(4) 前払金		0	
(5) その他流動資産		<u>153,007,407</u>	
流動資産合計			<u>1,941,539,437</u>
資産合計			<u><u>13,788,354,127</u></u>

負債の部

3. 固定負債		
(1) 企業債	<u>5,072,793,957</u>	
固定負債合計		5,072,793,957
4. 流動負債		
(1) 企業債	251,062,167	
(2) 未払金	71,656,767	
(3) 前受金	31,000,000	
(4) 引当金	4,442,763	
(5) その他流動負債	<u>156,846,573</u>	
流動負債合計		515,008,270
5. 繰延収益		
(1) 長期前受金	1,348,208,081	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△408,489,442</u>	
繰延収益合計		<u>939,718,639</u>
負債合計		6,527,520,866

資本の部

6. 資本金		
(1) 資本金	<u>3,276,849,845</u>	
資本金合計		3,276,849,845
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	364,297,812	
ロ 工事負担金	915,302,589	
ハ 受贈財産評価額	700,921,396	
ニ 寄附金	40,000,000	
ホ その他資本剰余金	<u>65,212,640</u>	
資本剰余金合計	<u>2,085,734,437</u>	
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	248,293,498	
ロ 建設改良積立金	1,151,374,034	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>498,581,447</u>	
利益剰余金合計	<u>1,898,248,979</u>	
剰余金合計		<u>3,983,983,416</u>
資本合計		<u>7,260,833,261</u>
負債・資本合計		<u><u>13,788,354,127</u></u>

令和元年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）明細書

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的支出	925,874	33,794	959,668			
1. 建設改良費	678,248	33,794	712,042			
4. 未普及地域解消事業費	403,800	20,702	424,502	2. 工事請負費	20,702	
5. 上水道改良事業費	188,200	13,092	201,292	1. 委託料	1,500	
				2. 工事請負費	11,592	

議案第15号

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号

総 則

第1条 令和元年度さくら市下水道事業会計の補正予算 第2号 は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出

第2条 令和元年度さくら市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定 を次のとおり補正する。

科	目	既決予定	補正予定	計
	支 出			
第1款	下水道事業費用	1,012,239千円	4,583千円	1,016,822千円
第1	営業費用	868,356千円	4,583千円	872,939千円

資本的収入及び支出

第3条 令和元年度さくら市下水道事業会計予算4条本文括弧書中「資本的収入 が資本的支出に対し不足する 436,092千円」を「資本的収入 が資本的支出に対し不足する 436,110千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整 56,005千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整 56,033千円」に「当年度分損益勘定留保資 380,087千円」を「当年度分損益勘定留保資 380,077千円」に改め、資本的支出の予定 を次のとおり補正する。

科	目	既決予定	補正予定	計
	支 出			
第1款	資本的支出	1,043,734千円	18千円	1,043,752千円
第1	建設改良費	670,802千円	18千円	670,820千円

債務負担行為

第4条 債務負担行為をすることができる事 、期 及び 度 は、次のとおりとする。

事	期	度
汚水柵設置等業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	31,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第5条 予算第9条中「63,079千円」を「67,680千円」に改める。

令和元年11月29日提出

さくら市長 花塚 志

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号 に する説明書

- 1 令和年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号 実施計画
 - 2 令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 - 3 給与費明細書
 - 4 債務負担行為に する調書
 - 5 令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
- 令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号 明細書

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号 実施計画

収益的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款 目	既決予定	補正予定	計	備 考
1. 下水道事業費用	1, 012, 239	4, 583	1, 016, 822	
1. 営業費用	868, 356	4, 583	872, 939	
3 総係費	75, 037	4, 583	79, 620	

資本的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款 目	既決予定	補正予定	計	備 考
1. 資本的支出	1, 043, 734	18	1, 043, 752	
1. 建設改良費	670, 802	18	670, 820	
1 事務費	39, 370	18	39, 388	

令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	122,004,000
減価償却費	532,936,000
減損損失	0
賞与引当金の増減額（減少△）	6,812,000
貸倒引当金の増減額（減少△）	1,425,000
長期前受金戻入	△272,841,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	108,723,000
有形固定資産売却損益（益△）	0
資産減耗費	
未収金の増減額（増加△）	110,680,000
未払金の増減額（減少△）	△113,209,000
貯蔵品の増減額（増加△）	0
前払金の増減額（増加△）	0
その他流動資産の増減額（減少△）	0
前受金の増減額（増加△）	0
その他流動負債の増減額（減少△）	0
小計	496,530,000
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△108,723,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	387,807,000
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△670,820,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	273,000,000
工事負担金による収入	19,042,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△378,778,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	294,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△372,932,000
他会計からの出資による収入	21,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,332,000
資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△48,303,000
資金期首残高	49,259,618
資金期末残高	956,618

補正予算給与費明細書

総括

単位 千円

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 人	一般職 人	報 酬	給 料	賃	手 当	計		
補正後	損益勘定 支弁職員	12	(0) 4	198	16,570	1,865	9,767	28,400	6,529	34,929
	資本勘定 支弁職員		(0) 4		14,161		9,307	23,468	4,863	28,331
	合計	12	(0) 8	198	30,731	1,865	19,074	51,868	11,392	63,260
補正前	損益勘定 支弁職員	12	(0) 4	198	14,471	1,865	9,273	25,807	4,922	30,729
	資本勘定 支弁職員		(0) 4		14,577		8,883	23,460	4,794	28,254
	合計	12	(0) 8	198	29,048	1,865	18,156	49,267	9,716	58,983
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	2,099	0	494	2,593	1,607	4,200
	資本勘定 支弁職員		(0) 0		△ 416		424	8	69	77
	合計	0	(0) 0	0	1,683	0	918	2,601	1,676	4,277

単位 千円

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時 外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	1,098	845	1,083	2	2,550	0
	補正前	576	690	1,896	2	2,000	0
	比 較	522	155	△ 813	0	550	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	1,125	6,859	4,952	560	0	0
	補正前	1,125	6,679	4,828	360	0	0
	比 較	0	180	124	200	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 内は、短時 勤務職員について外書き。

給料及び職員手当の増減 の明細

区 分	増減 千円	増減事由別内訳 千円		説 明	備 考
給 料	1,683	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	1,683	職員異動等	
職 員 手 当	918	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	918	職員異動等	

給料及び職員手当の状況

職員 人当たりの給与

区 分			一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月	円	318,500	
	平均給与月	円	395,552	
	平均年	歳	40.9	

備考 短時 勤務職員以外の職員について作成。

債務負担行為に する調書

単位 千円

事	度	前年度末までの支払義務発生 見込		当該年度以 の支払義務発生予定		左の財源内訳	
		期		期		特定財源	一般財源
29-さくら市氏家・喜連川水処理センター維持管理業務委託	270,000	平成29年度から平成30年度まで	150,000	令和元年度まで	120,000	-	120,000
30-水処理センター寿命化工事 機械	35,000	平成30年度まで	4,400	令和元年度から令和2年度まで	30,600	29,080	1,520
30-水処理センター寿命化工事 気	100,000	平成30年度まで	7,400	令和元年度から令和2年度まで	92,600	88,030	4,570
30-氏家水処理センター増設工事 機械	270,000	平成30年度まで	81,000	令和元年度から令和2年度まで	189,000	70,550	9,450
30-氏家水処理センター増設工事 気	330,000	平成30年度まで	60,600	令和元年度から令和2年度まで	269,400	255,970	13,430
30-汚水樹設置等業務委託	31,000	平成30年度まで	-	令和元年度まで	31,000	-	31,000
29-さくら市上野水処理センター維持管理業務委託	11,724	平成29年度から平成30年度まで	5,724	令和元年度まで	6,000	-	6,000
1-公共下水道水処理センター維持管理業務委託	379,500	-	-	令和元年度から令和4年度まで	379,500	-	379,500
1-農業 落排水水処理センター維持管理業務委託	19,800	-	-	令和元年度から令和4年度まで	19,800	-	19,800
1-汚水樹設置等業務委託	31,000	-	-	令和元年度から令和2年度まで	31,000	-	31,000

令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土地		259,770,039	
ロ	建物	1,010,607,697		
	減価償却累計額	<u>△441,386,468</u>	569,221,229	
ハ	構築物	17,424,380,298		
	減価償却累計額	<u>△5,568,454,278</u>	11,855,926,020	
ニ	機械及び装置	2,957,748,166		
	減価償却累計額	<u>△2,264,166,858</u>	693,581,308	
ホ	車両運搬具	2,470,113		
	減価償却累計額	<u>△1,954,225</u>	515,888	
ヘ	工具器具及び備品	12,040,284		
	減価償却累計額	<u>△10,854,913</u>	1,185,371	
ト	建設仮勘定		<u>484,770,000</u>	
	有形固定資産合計			13,864,969,855

(2) 無形固定資産

イ	施設利用権	96,006,965		
	減価償却累計額	<u>△ 32,865,402</u>	<u>63,141,563</u>	
	無形固定資産合計			<u>63,141,563</u>

固定資産合計 13,928,111,418

2. 流動資産

(1)	現金・預金		956,618	
(2)	未収金	39,205,000		
	貸倒引当金	<u>△1,425,000</u>	37,780,000	
(3)	前払金		0	
(4)	その他流動資産		<u>0</u>	

流動資産合計 38,736,618

資産合計 13,966,848,036

負債の部

固定負債		
企業債	<u>5,497,980,078</u>	
固定負債合計		5,497,980,078
流動負債		
企業債	386,163,762	
未払	21,000,000	
前受		
引当	0	
その他流動負債	<u>0</u>	
流動負債合計		407,163,762
繰延収益		
期前受	10,763,883,797	
期前受 収益化累計	<u>△4,046,018,161</u>	
繰延収益合計		<u>6,717,865,636</u>
負債合計		12,623,009,476

資本の部

資本		
資本	1,082,300,360	
繰入資本	21,000,000	
資本 合計	<u>1,103,300,360</u>	
		1,103,300,360
剰余		
資本剰余		
イ 補助 等	118,534,200	
ホ その他資本剰余	<u>0</u>	
資本剰余 合計	<u>118,534,200</u>	
利益剰余		
イ 当年度未処分利益剰余	<u>122,004,000</u>	
利益剰余 合計	<u>122,004,000</u>	
剰余 合計		<u>240,538,200</u>
資本合計		<u>1,343,838,560</u>
負債・資本合計		<u><u>13,966,848,036</u></u>

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算 第2号 明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款 目	既 決 予定	補 正 予定	計	節		説 明
				区 分		
1. 下水道事業費用	1,012,239	4,583	1,016,822			
1. 営業費用	868,356	4,583	872,939			
3. 総係費	75,037	4,583	79,620	1. 給料	2,099	職員異動等
				2. 手当	494	職員異動等
				4. 法定福利費	1,607	職員異動等
				5. 退職手当組合負担	383	職員異動等

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款 目	既 決 予定	補 正 予定	比 較	節		説 明
				区 分		
1. 資本の支出	1,043,734	18	1,043,752			
1. 建設改良費	670,802	18	670,820			
1. 事務費	39,370	18	39,388	1. 給料	△416	職員異動等
				2. 手当	424	職員異動等
				4. 法定福利費	69	職員異動等
				5. 退職手当組合負担	△59	職員異動等

議案第 16 号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 処分財産 土地
- 2 所在地及び面積

さくら市南和田字下原	210 番 3	宅地	7589. 84 m ²
さくら市南和田字梅木畑	237 番 2	宅地	4559. 97 m ²
合 計			12149. 81 m ²
- 3 処分面積 12149. 81 平方メートル
- 4 処分価格 37,600,000 円
- 5 売り渡し相手方
 さくら市櫻野 1670 番地 2
 塩野谷農業協同組合
 代表理事組合長 稲澤 高明

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 17 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅使用料に係る債権 196,800 円（平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 7 月 22 日まで）

2 放棄する権利の相手方

住所

氏名

3 放棄の理由

破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項に基づく免責決定がなされたことから、回収が不可能な債権を放棄するもの。

令和元年 11 月 29 日

さくら市長 花塚隆志

議案第 18 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる公の施設
さくら市氏家図書館
さくら市喜連川図書館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
大高商事・図書館流通センター 共同事業体
代表構成員 株式会社大高商事
栃木県宇都宮市宝木本町 1474 番地 5
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 19 号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年 11 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 条第 4 号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合」に改め、同表第 4 条第 5 号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に改める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。